

京都市妊産婦等福祉避難所運営マニュアル

【別冊】新型コロナウイルス感染症対策編 (第4版)

令和2年8月作成

(令和6年7月改正版)

京 都 市

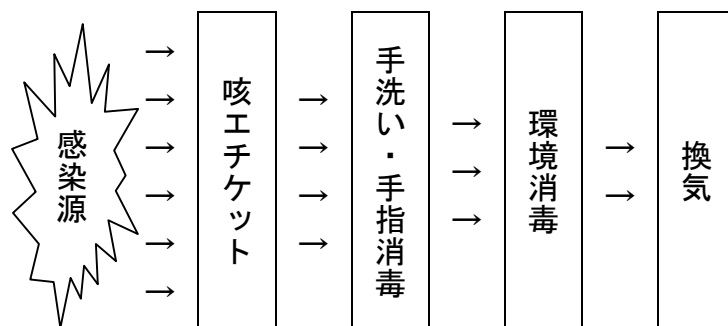
- ☆ 本マニュアル別冊は、「京都市妊産婦等福祉避難所運営マニュアル」に記載していない、新型コロナウイルス感染症対策をまとめたものです。「京都市妊産婦等福祉避難所運営マニュアル」と併せて活用し、感染症対策を徹底してください。
- ☆ 本マニュアル別冊は、現時点の状況を基にまとめたものであり、今後、必要に応じて随時見直しを行い、改正する可能性があります。

1 基本的な予防

- 新型コロナウイルス感染症は、主に「飛沫感染」と「接触感染」により感染すると考えられている。施設等における感染症対策としても、この点に留意すること。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染症は、①感染源、②感染経路、③感受性（免疫が十分でなく体に入った細菌やウイルスが増殖する）、という3つの要件が揃うことで感染が成立する。そのため、避難所での感染症対策では、「感染者を隔離すること」と、「感染経路を遮断すること」が大事である。

(参考) 感染リスクを下げるイメージ

複数の対策を組み合わせることにより、感染リスクを下げる。



- ※ 身体的距離の確保も対策の一つである。
- ※ 咳エチケット、手洗い・手指消毒、換気のポイントは、別紙を参照（「新型コロナウイルス感染症 ～市民向け感染予防ハンドブック」（東北医科薬科大学病院）から抜粋）。
- 基本的には、どのような場面でも、①ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと、②ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐことの2点が、対策のポイントである。
- 閉鎖空間において、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- 避難所内では、マスクの着用を推奨する。ただし、新型コロナウイルス感染症発症後（無症状の場合は検体採取日）、10日間が経過するまでの方（本マニュアルにおいて、以下「新型コロナ発症者」という。）は、マスクの着用を求める。

2 開設・受入準備

- 避難者の体調等を確認するため、妊産婦等福祉避難所（以下「避難所」という。）の入口の外に事前受付を設置する。
- 受付グッズ（名簿、健康調査票、体温計（非接触型）、アルコール消毒液、マスク（新型コロナウイルス発症者の方で着け忘れの方、その他着用希望のあった方用）等）を準備する。
 - ※ 2歳未満の子どもには、マスクの着用は推奨されていない。
- 受付での注意事項について、掲示する。
- 受付に、避難所運営スタッフ（施設職員等）を配置する。
- 受付スタッフは、適宜、マスク、フェイスシールドを着用する。

3 受入れ

（1）受付

- 避難者のマスクの着用を確認し、必要に応じて備蓄マスクを渡す。
- 避難者に、手指をアルコール消毒してもらう。
- 避難者から、「【福祉避難所】移送先連絡票」（「京都市妊産婦等福祉避難所運営マニュアル」様式7）を受領する。
- 「健康調査票」による健康調査、体温計測により、体調不良者等を把握する。
 - ※ 「健康調査票」の項目1～10のうち、1項目でも該当があれば、体調不良者と判断する。発熱があるか否かは、「37.5℃以上」か否かを目安とするが、本人の申告も参考にすること。
 - ※ 非接触型体温計で検温を実施した場合、普段の平熱よりも高い場合は、腋下で再度検温し、発熱の有無を確認する（普段の平熱に関わらず、37.5℃以上は、発熱と判断します。）。
- また、次の項目についても確認する。
 - ☐ 新型コロナウイルス発症者か否か
 - ☐ かかりつけ医の有無、連絡先
- 「健康調査票」で得た避難者の情報については、取扱いに十分注意すること。
- 「体調チェック表」を渡し、日々の体調管理を行うよう伝える。
- 避難者名簿を作成する。

濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、濃厚接触者は特定せず、法律に基づく外出自粛は求められなくなったことから、これまで実施していた、避難所等の受付時における濃厚接触者か否かの聞取りや避難所等での分離（別部屋への案内等）については実施しないこととする。ただし、避難者から自発的に御家族等が新型コロナウイルス発症者であるなど、感染の可能性がある旨の申告があった場合は、体調不良者等の避難に支障のない範囲において、適宜別部屋を避難スペースとして活用するなど、施設内の感染拡大防止のため、必要な感染対策を講じること。

(2) 部屋への案内

- 体調不良者は、別部屋に案内する。
- 新型コロナ発症者は、体調不良者とは異なる別部屋に案内する。
- 乳幼児が別部屋案内の対象者となった場合、原則として、保護者とともに別部屋に案内する。また、保護者が別部屋案内の対象者となった場合で、他に乳幼児の面倒を見る者がいない場合、当該乳幼児とともに別部屋に案内する。
- 別部屋案内の対象となった乳幼児等が室外で遊ぶ場合は、その他の避難者と場所をなるべく分けて対応するなど、可能な限り、接触を避ける。

4 運営

(1) ルールづくり

- 居住スペースの間の通路幅は、2メートル以上開ける。区画づくりは、適宜、養生テープ等を用いて行う。
- 体調不良者等がいる別部屋と一般部屋とは、別階又はできるだけ離すようにし、可能な限り動線を分け、かつ、トイレも別にすることが望ましい。(動線は、交差しないよう一方通行にし、養生テープ等を用いて明確にすることが最も望ましい。)
- ※ 避難所運営スタッフが体調不良者等に対応する際は、適宜、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、カップパ等を着用すること。
- 咳エチケットを徹底する。

※ 咳エチケット

咳やくしゃみをするとき、他人に感染させないために、マスクを着用する、ティッシュなどで鼻や口を覆う、とっさの時は袖や上着の内側で覆うこと。

咳エチケットの良い例



咳エチケットの悪い例



- 近接した会話は避ける（避けられない場合はマスク着用が有効）。
- 手洗いの際、ハンドソープを使ってしっかりと洗う。また、タオルの共有や、洋服で拭くこと等はせず、ペーパータオルで拭くことを徹底する。

※ 手洗いのタイミング

手が汚れたとき、外出から戻ったとき、多くの人が触れたと思われる場所を触ったとき、咳・くしゃみ・鼻をかんだとき、食事の前、マスクを触った後、症状のある人の看病の後、トイレの後、おむつ交換の後、授乳や搾乳の前後など

- アルコール消毒は、効果を発揮させるため、手を乾かしてからの使用を徹底する。
- 原則、面会者は受け入れないこととする。
- マスコミなどの取材等も断る。
- 上記の感染防止対策に係る注意事項等について、掲示する。

(2) 衛生管理

- 避難所内、特に居住スペースについては、十分な換気に努める。また、換気ができるようドアなどの前に物資を置かない。
- 建物に組み込まれている換気システムや換気扇を常時稼働させ、定期的に窓開けを行いつつ、エアコン等を使用する。
- ドアの開閉については、パーティションでプライバシーを確保したうえでドアは解放したままにする等、ドアノブ等に触れる機会を減らす。
- ドアノブやエレベーターボタン、椅子等、人がよく触れる場所やトイレ及び洗面所、その他物品については、避難所運営スタッフが適宜消毒を行う。消毒には、アルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）を用いる。
※ ノロウイルス等の一般感染症には、次亜塩素酸ナトリウム液を使用し、消毒の10分後、水拭きする。
- スリッパ等の物品については、できるだけ共有しない。タオル、衣類、食器などは通常の洗濯や洗浄でよいが、手袋、マスクを着用して行う。
- 鼻をかんだティッシュ、使用後のマスクは、表面に触れないようにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。
- 別部屋については、出入り口付近に、手指消毒用のアルコール液を備えておく。
- 新型コロナ発症者及び体調不良者等は、必ずマスクを着用し、別部屋から外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底する。
- 別部屋への食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布する。
- 新型コロナ発症者及び体調不良者等の洗濯や入浴についても、できる限りその他の避難者とは別の場所等で行うよう配慮する。

(3) 体調管理

- 避難者に「体調チェック表」を渡し、毎日、体調チェックを行ってもらう（乳幼児の体調チェックも行う）。また、適宜、避難所運営スタッフが連携し、毎日、朝夕の2回、体温計測を行う。
- 体調に異変を感じた場合には、避難者運営スタッフにすぐに申し出ることを周知し、新たに体調不良が認められた方は、別部屋に移動してもらう。
※ 体調不良者は、発症後、解熱薬を使用せずに発熱がない状態が72時間以上続き、呼吸器症状が軽快傾向にある事、かつ、発症日から10日間経過している場合は、一般部屋に移動してもらうことを検討する（これは体調不良者が新型コロナウイルス感染症であった場合を想定している。発症日の特定、解熱薬の使用の有無、呼吸器症状の軽快状況は、かかりつけ医と相談すること。）。

○ 以下に該当する場合は、感染が疑われるので、避難所運営スタッフと連携のうえ、すぐにかかりつけ医に連絡する。

◆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る。

◆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

※ 妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を
受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

◆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。

（症状には個人差があるが、強い症状と思う場合にはすぐに連絡。解熱剤などを
飲み続けなければならない方も同様）

（４）ごみ管理

○ 一般部屋は、事前受付時（もしくは食事を配給する際など）に、世帯ごとにビニ
ール袋を手渡す。ごみを捨てる際、口を必ず縛り、避難所の指定されたごみ箱に捨てる。

○ 別部屋は、個人単位でごみ袋を配布する。ごみを捨てる際、ごみ袋を二重にして口
を必ず縛り、ドアの前などに設置したごみ箱に置き、担当スタッフが回収を行う。そ
の際は適宜、使い捨て手袋、フェイスシールド、カッパを着用する。

（５）トイレ清掃

○ トイレ全体を汚染の少ない箇所から順に清掃を行う。

○ 便器だけでなく洗面台やドアノブ、レバーなどトイレ全体の清掃を行う。

○ 便器等の材質によっては、使用不可の消毒薬もあるため、使用できる消毒薬を確認
のうえ、適切に実施する。

○ 清掃作業に伴う感染リスクを低下させるため、マスク、ゴム手袋等の着用を行うこ
ととし、使用した防護具は、その都度使い捨てる。

○ 清掃作業後は必ず十分な手洗いとうがい、消毒を実施する。

5 閉鎖

○ 使用した部屋等、人が触れる可能性のあるドアノブ等について、避難所運営スタッ
フが、アルコール消毒液（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）により、消毒を行う。

※ アルコール消毒が効かないノロウイルス等には、次亜塩素酸ナトリウム液を使用
し、消毒の 10 分後、水拭きする。